

栃木県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき、措置を講じた旨通知があったので、同条同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4（2022）年9月13日

栃木県監査委員 森 澤 隆
 同 鎌 形 俊 之
 同 三 森 文 徳
 同 琴 寄 昌 男

監査の結果の措置状況

（検討事項）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
高校教育課	令和4（2022）年 1月18日	<p>学校においては法令に基づき児童生徒の健康診断を実施しなければならないが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の県立学校において耳鼻咽喉科の定期健康診断が実施できなかったにもかかわらず、耳鼻咽喉科の学校医に対して、基本年額に生徒数に応じた加算額を加えた報酬額満額を支給していた。</p> <p>学校医が健康診断等の職務を執行していなかった学校においても、学校医の任用をもって報酬額満額を支給するという現在の取扱いについては、予算の適正執行の観点から疑義があることから、運用方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>監査結果を踏まえ検討を行い、学校医等の勤務条件について明示した通知の報酬の項目の中に、健康診断が通常どおり実施できなかった場合の但し書きを付加しました。</p> <p>また、健康診断が通常どおり執行できなくなった際には、代替措置の検討を含め、法律に基づく健康診断が適正に実施されるよう、関係各課・県医師会と今まで以上に連携を図り、職務執行を確認のうえ報酬を支払うよう、予算の適正執行に努めていきます。</p>